

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の
条例で定める内部組織を定める条例

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
第五十九条第二項の条例で定める内部組織は、山口県立大学条例を廃止する条例（平成
十七年山口県条例第百号）による廃止前の山口県立大学条例（昭和四十九年山口県条例
第五十二号）第一条の規定により設置された山口県立大学（附属図書館、事務局、教務
部及び学生部を除く。）とする。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。